

令和7年度 松山市立八坂小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月11日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、八坂小学校では、すべての児童がいじめの加害者となることなく、またいじめを黙認することがないように、いじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

加えて、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

生徒指導部会
(全教職員参加)

【家庭地域等】

だिसき八坂連絡協議会(学校評議員、PTA、公民館、地域関係者、中学校 等)

【外部専門家】

支援センター
弁護士
スクールカウンセラー

【関係機関】

松山市教育委員会
こども家庭センター
こども相談課
愛媛県福祉総合支援センター
医療機関
松山東署

【いじめ防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、より多面的・積極的に現状の把握に努め、いじめの早期発見、早期解決を図る。また、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② 「生徒指導提要」「教員のための学びの多様化対応ハンドブック(不登校対応アクションプラン改訂版)」等を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図るとともに、中核市研修(生徒指導)、生徒指導連絡協議会の情報等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 人権・同和教育や特別の教科道徳の充実を図り、互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。各教科の年間指導計画に、必要に応じていじめ防止の視点を盛り込む。
- ④ いじめや問題行動に対する問題解決のための校内サポート体制(相談・支援体制等)を充実させる。
- ⑤ 互いのことを認め合い、心のつながりを感じることができる支持的風土が醸成された学級経営に努める。
- ⑥ 児童会活動において、いじめをなくす運動に積極的に取り組む。「まつやま・いじめ0の日」において全校体制で取り組み、活動の充実を図る。
- ⑦ 「だिसき八坂連絡協議会」(年2回)においては、家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議し、地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑧ 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を明確にして、保護者や地域の理解を得る。

【いじめ防止対策年間計画】

一 学 期	いじめ防止対策委員会 まつやま・いじめ0の日 職員会議・生徒指導部会	年度始め：いじめ防止対策委員会(校内)…学校いじめ防止基本方針の策定、修正			
		4月	5月	6月	7月
二 学 期		児童理解・家庭訪問等	いじめ防止の全体指導(いじめ0宣言)	やさしさの花を咲かせようフェスタ (人権標語・メッセージ・ポスターの発表、講演会)	だिसき八坂連絡協議会(基本方針の策定)
			8月	校内研修(いじめの未然防止と児童理解) // (人権・同和教育)	
三 学 期		12月	1月	2月	年度末：いじめ防止対策委員会(校内)…学校いじめ防止基本方針の検証
		SNS教室	人権擁護委員との話し合い	だिसき八坂連絡協議会(基本方針の検証)	

いじめ実態把握メール対応

学校生活アンケートの親子での実施(毎月現状把握)

児童会活動・縦割り班活動の充実

人権・同和教育、道徳教育の充実(日々の実践)

【早期発見】

- ① 児童のささいな変化も見逃すことなく、気付いた場合には、全教職員でいつでも情報を共有する。（小規模校のよさを生かしたスピーディーな報告・連絡・相談）
- ② 毎月学校生活アンケートを実施するとともに、教育相談、日記等を活用したきめ細かな実態把握に努める。
- ③ 毎月の生徒指導部会において気になる児童の情報交換を全教職員で行い、共通理解を図る。
- ④ 教育相談週間を設け、児童の悩み等を積極的に受け止める時間を確保する。状況に応じて、東中校区配置のスクールカウンセラー・関係諸機関と連携を図る。
- ⑤ いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決につなげる（毎月の保護者と共に行う学校生活アンケート・いじめ実態把握専用メールの活用）。
- ⑥ 学校以外の相談窓口について周知する。（こども家庭センターこども相談課・愛媛県福祉総合支援センター 等）

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
- ② いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった際には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早期に的確に関わりをもつことが重要である。その際、被害児童や知らせてきた児童の安全を確保し、正確かつ迅速な事実関係の把握に努める。事実を隠すことなく、保護者と協力して対応する。
- ③ 教職員は一人で抱え込まず、生徒指導主事、管理職へ報告し、臨時職員会議をもってその情報を共有する。状況に応じて、指導チームを組み、組織的に対応する。
- ④ 被害児童またはその保護者への支援
被害児童から事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等により、被害児童をいじめから守る。
- ⑤ 加害児童への指導、またはその保護者への助言
加害児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、組織的に対応していじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携し、保護者の理解を得たうえで特別の指導計画（出席停止も含む）を立て、警察等との連携を含め、毅然とした対応をとる。
- ⑥ いじめの事実調査
児童へのアンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査を行う。（アンケートの際には、被害児童やその保護者に結果を開示することを知らせる。）
- ⑦ 集団への働きかけと継続的な指導
「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題としてとらえさせる指導を行う。いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- ⑧ ネット上のいじめの対応
教職員研修、保護者への啓発、児童への指導を計画的に行う。ネット上の不適切な書き込みを発見した場合は、教育委員会へ報告し、警察署と連携して直ちに削除をする措置をとる。
- ⑨ 警察との連携
いじめの行為が犯罪行為と認められるときは、警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に相談し適切に援助を求める。
- ⑩ 重大事態への対応
いじめの重大事態と判断した場合は、①～⑧の対応をとると共に教育委員会へ報告のうえ、学校の下に外部専門家や関係機関を交えた調査組織を設け、調査を行う。その際、被害児童やその保護者に対して調査結果やその他必要な情報を提供することを知らせる。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○ 家庭は、子どもにとって最も大切な安らぎの場所です。 ○ 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。 ○ 子どもの様子が変だと思ったら、迷わず学校に相談し、連携して同一歩調で対応しましょう。 ○ けがや金品等の被害にあったら、学校や警察等の関係機関に相談しましょう。 ○ 我が子が「いじめる側」や「傍観者」にならないよう、人の生き方について話して聞かせましょう。 ○ 松山市「タブレット活用のルール」(小学生用)について、家族で話し合い、ルールを守って使いましょう。
地域に求めること	○ 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けましょう。 ○ いじめやしてはいけない行為を見かけたら注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○ 子どもたちは「地域の宝」です。地域を、子どもにとって安らぎの場所にしましょう。 ○ 地域や学校の行事に、積極的に参加しましょう。